

写

事務連絡
平成26年10月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「医療機器の保険適用について」及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正についての差し替えについて（依頼）

先般お送りした「医療機器の保険適用について」（平成26年9月30日付け保医発0930第3号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成26年9月30日付け保医発0930第2号）について、文書番号を変更いたしますので、差し替えをお願いいたします。

新旧対照表

| 文書名 | 文書番号 | |
|---|------------|------------|
| | (旧) | (新) |
| 医療機器の保険適用について | 保医発0930第3号 | 保医発0930第5号 |
| 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について | 保医発0930第2号 | 保医発0930第6号 |

保医発0930第5号
平成26年9月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

医療機器の保険適用について

標記について、別紙のとおり平成26年10月1日から新たに保険適用となるので通知する。

保医発0930第6号
平成26年9月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　　国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　　後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）」の一部が平成26年厚生労働省告示第378号をもって改正され、平成26年10月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第5号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）
の一部改正について